

2つの給付金 7月に申請受付を 開始します

問・申請方法について
「臨時福祉給付金」窓口
福祉保健課 福祉係 ☎77-3914
「子育て世帯臨時特例給付金」窓口
福祉保健課 子育て支援係 ☎77-3914
・制度について
厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル
☎0570-037-192

臨時福祉給付金

支給要件

○支給対象者

平成26年度分の住民税が課税されていない方が対象です。ただし、
・課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
・生活保護の受給者である場合 など
] は除きます。

確認じゃ



フクシカクニンジャ

○支給額

・1人につき10,000円。
《加算対象者》は1人につき5,000円を加算。

《加算対象者》

- ・高齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などの受給者※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当などの受給者※2

- ※1 平成26年3月分の受給権があり、4月分または5月分の年金の支払いがある方が対象です。
- ※2 平成26年1月分の手当などを受給している方が対象です。

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

○支給対象者

次のどちらの要件も満たす方が対象です。

- ①平成26年1月分の児童手当・特例給付※を受給
- ②平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満

※特例給付とは、児童手当の所得制限限度額以上の方について、児童1人当たり月額5,000円を支給しているものです。
※平成26年1月1日に生まれた児童について、平成26年2月分の児童手当・特例給付を受ける方を含みます。

扶養親族などの数	所得制限限度額	収入額の目安
0人	622万円	833.3万円
1人	660万円	875.6万円
2人	698万円	917.8万円
3人	736万円	960.0万円

(注)

- 所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がいる方の限度額（所得額ベース）は、左記の額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
- 扶養親族などの数が6人以上の場合の限度額（所得額ベース）は、5人を超えた1人につき38万円（扶養親族などが老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円）を加算した額。

○対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童。ただし、
・「臨時福祉給付金」の対象となる児童
・生活保護の受給者となっている児童 など
] は除きます。

確認じゃ



コソダテカクニンジャ

○支給額

・対象児童1人につき10,000円

申 請 方 法

	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
申請先	福祉保健課福祉係	福祉保健課子育て支援係
申請書送付時期	6月25日頃	6月25日頃
申請書送付先	全世帯主	児童手当受給者 ※公務員の方の申請書は、勤務先より案内があります。
申請方法	返信用封筒で郵送または窓口	窓口
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（請求書） ・申請者の本人確認書類 ・指定した口座が確認できる書類 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書（請求書） ※受取方法に児童手当の振込口座と異なる口座を指定する場合は、本人確認書類・指定した口座が確認できる書類。 ※公務員の方は、児童手当（特例給付）受給者状況証明書。
申請受付期間	7月1日～9月30日	7月1日～9月30日
支払予定日	8月18日以降月1回 (支給決定・振込通知を送付)	10月末日 (支給決定・振込通知を送付)

申 請 の な が れ

1 申 請 書 入

給付金の受給には申請が必要です。平成26年1月1日時点で住民票が芝山町にある方が対象です。
申請様式などについては、6月下旬に郵送します。

2 申 請 書 記 入

申請書に必要事項を漏れなく記入してください。

3 申 請 書 提 出

申請書の記入、必要書類の添付が終わったら、申請期間内に郵送するか、窓口に直接提出してください。

4 給 付 金 給 受

支給要件を満たした方は、申請書に記載した指定口座に入金されます。
※子育て世帯臨時特例給付金については、児童手当振込口座です。
※口座を持っていない方などは、市町村の窓口で受け取ることができます。

ご 注 意

- 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。
- 申請期間などは、各市町村により異なります。
- 平成25年分所得税確定申告①または平成26年度分町民税・県民税申告②が済んでいない方については、支給要件を判定する審査ができません。至急、①または②の申告をしてください。
- 課税の状況に関する電話での問合せは、本人確認ができませんのでお受けすることはできません。
- 老齢基礎年金など、臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当などの裁定などの請求が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定などの請求を行っていただく必要があります。